

○総務省告示第四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和三年一月十四日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>【一～四 略】</p> <p>五 SIPサーバ、セッションボードコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ その他前各号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>【六 略】</p>	<p>【同上】</p> <p>【一～四 同上】</p> <p>五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>【六 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）附則第一條本文に規定する施行日（令和三年四月一日）から施行する。